

都市産業常任委員会

平成24年3月15日

葛城市議会

都 市 産 業 常 任 委 員 会

1. 開会及び閉会 平成24年3月15日(木) 午後2時00分 開会
午後3時21分 閉会

2. 場 所 葛城市役所 新庄庁舎 第1委員会室

3. 出席した委員 委員 長 溝 口 幸 夫
副委員長 下 村 正 樹
委 員 岡 本 吉 司
" 西 井 覚
" 川 辺 順 一
" 赤 井 佐太郎

欠席した委員 な し

4. 委員以外の出席議員 議 長 西 川 弥三郎
議 員 中 川 佳 三
" 春 木 孝 祐
" 阿 古 和 彦
" 吉 村 優 子
" 白 石 栄 一

5. 委員会条例第18条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

市 長 山 下 和 弥
副 市 長 杉 岡 富美雄
都市整備部長 石 田 勝 朗
都市整備部理事
兼都市計画課長 生 野 吉 秀
建設課長 中 裕 晃
" 主幹 石 田 勝 則
" 補佐 竹 本 淳 逸
産業観光部長 吉 川 正 隆
商工観光課長 下 村 喜代博
" 補佐 岸 本 俊 博
農林課長補佐 池 原 博 文

” 補佐 河 合 忠 尚
” 補佐 芝 浩 文

6 . 職務のため出席した者の職氏名

事務局長 福 井 良 祝
書 記 西 川 育 子
書 記 山 岡 晋

7 . 付 議 調 査 事 件

議第3号 市道の認定について
議第12号 葛城市営住宅条例の一部を改正することについて
議第14号 平成23年度葛城市一般会計補正予算（第5号）の議決について
調査案件 地域活性化事業「新 道の駅建設事業」について

開 会 午後2時00分

溝口委員長 ただいまの出席委員は6名で、定足数に達しておりますので、これより都市産業常任委員会を開催いたします。

午前中の卒業式に続いての委員会でお疲れのところ、皆さんご出席していただきまして、ありがとうございます。今回は市道認定について、及び葛城市の住宅条例の改正、そして、平成23年度の一般会計の都市産業常任委員会にかかわる補正予算の審議を付託されておりますので、慎重審議をよろしく願いいたします。

ご案内いたします。委員外議員の出席があります。5名おられます。吉村議員、春木議員、白石議員、中川議員、阿古議員、よろしく願いいたします。

一般の傍聴の申し出が1名あります。お諮りいたします。

一般の傍聴の許可をすることをご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

溝口委員長 そうしたら、入室を許可します。

(傍聴者入室)

溝口委員長 なお、発言される場合は挙手していただき、マイクの発言ボタンを押してから、ご起立いただいて発言されるようお願いいたします。また、携帯電話をお持ちの方はマナーモードにするか、電源を切るようお願いいたします。

それでは、ただいまから本委員会に付託されました付議案件の議事に入ります。なお、審査の順番につきましてはお手元に配付の式次第のとおりとさせていただきます。まず、初めに議第3号、市道の認定についてを議題といたします。本案につき、提案者の内容説明を求めます。

はい、課長。

中 建設課長 中でございます。よろしくお願いいたします。本委員会に付託いただきました議第3号、市道の認定について、内容を説明させていただきます。お手元の議案に基づきまして説明をさせていただきます。

議第3号、市道の認定についてということで、道路法第8条第2項の規定により、下記の路線を認定することにつき、議会の議決を求めるものでございます。路線名につきましては、尺土・下八線とさせていただきます。起点につきましては、尺土24番2先から終点は尺土27番1先となっております。道路延長につきましては95メートル、道路幅員につきましては6.2から9.7メートルであります。位置につきましては、別紙の図面の方の着色部分の路線でありまして、旧の西忠木材の北面の東西線であります。西は市道尺土・疋田線から、東は太田川管理道路までであります。本路線につきましては、尺土駅前周辺整備事業に係りまず代替用地として地権者の協力を得ることができましたので、代替用地として利用するため、道路の認定をお願いするものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

溝口委員長 ただいま説明願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

溝口委員長 岡本委員。

岡本委員 今、説明願った場所ですけども、この道路の中には、水路の方は道路の中に含めるのかどうか。

溝口委員長 はい、課長。

中 建設課長 今、ご質問のとおり、ちょうど西忠木材の真北側いきました部分につきまして、水路が通っておるんですけども、その部分につきましてはボックスカルバートで四角の箱型の水路というような形の中で、道路の中にもぐらすというような形の中で、水路の方を地元の水利と、また地元区とも協議させていただいて、そういう形態に持ってくるということでさせていただくものでございます。

以上であります。

溝口委員長 よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

溝口委員長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

岡本委員。

岡本委員 場所も聞かせていただきました。尺土駅前の代替地ということでございますので、認定をして、できるだけ早く駅前広場の完成を見るために、道路の方も早急に工事をしていただくというふうに思いますんで、私は賛成をさせてもらいたいと思います。

溝口委員長 ほかに討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

溝口委員長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第3号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

溝口委員長 ご異議なしと認めます。よって、議第3号議案は、原案のとおり可決することに決しました。

次に、議第12号、葛城市市営住宅条例の一部を改正することについてを議題といたします。本案につき、提案者の内容説明を求めます。

はい、課長。

中 建設課長 建設課の中でございます。よろしく申し上げます。ただいま上程いただきました議第12号、葛城市市営住宅条例の一部を改正することについて、ご説明申し上げます。本改正につきましては、平成23年5月2日に地方主権一括法の公布によりまして、当該法律により公営住宅法、同規則等が改正されたことに伴いまして、地方公共団体が入居者資格及び整備基準を条例で定めることになったことによる条例改正を行うものであります。

それでは、改正内容につきまして、お手元にお配りさせていただいています市営住宅条例の新旧対照表をもちましてご説明をさせていただきますんで、お手元の方をよろしく願ひ

いたします。なお、新旧対照表におきましては、旧の条例につきましては、改正前の条例につきましては対象部分を黒のアンダー線で引かせていただいております。また、新ということで、改正後につきましては赤のアンダーラインで、また朱書きの文字において表記させていただいているものであります。

まず、それでは、1ページ目につきましてご説明を申し上げます。まず、1ページの目次につきまして、第2章につきましては、市営住宅の設置（第3条・3条の2）いうことを、赤のアンダーで示させていただいております第3条の2いうことを加えさせていただくものであります。これにつきましては、後段の記載しております（整備基準を定める第3条の2）を加えたものであります。

次に、第4章につきましては、法45条第1項に基づく社会福祉事業等の活用として、（第42条から第46条）を法第45条第1項に基づくを削除しまして、社会福祉事業等への活用とさせていただきます。目次項目であります、目次項目の明確化をさせていただくものでありまして、第5章につきましても、法第45条第2項に基づくを削除させていただき、市営住宅の活用とさせていただきます。

次に、第3条になるんですけれども、先ほど申し上げましたように、整備基準、第3条の2市営住宅の整備基準は、市長が定めるを加えさせていただいたものでございます。なお、整備基準につきましては、要綱において規定させていただくものでございます。内容につきましては、現在定めてられております建設省令を引用させていただきまして、作成させていただいたものでございます。

申しわけございません。1枚めくっていただきまして、第5条第5項中、5号中ですが、土地区画整理法（昭和26年法律第119号）第3条第3項、もしくは第4項を土地区画整理法の改正に伴いまして第3条第4項、もしくは第5項に改正させていただくものでございます。

次に、第6条関係になるんですけれども、第6条の第1項中の次の（各号）以下を老人、身体障害者、その他の特に居住の安定を図る必要がある者として、令第6条第1項で定める者（次条第2項において「老人等」という。）にあつては、第2号から第6号までを削除させていただくものであります。

1枚めくっていただきまして、第6条第1号にただし書きを加えるものでありまして、ただし、次のいずれかに該当する者（身体上、または精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ居宅においてこれを受けることができず、またはこれを受けることが困難であると認められる者を除く）にあつてはこの限りでない。アとして、60歳以上の者、イ、障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者で、その障害の程度は次に定める程度である者（ア）身体障害、身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級から4級までのいずれかに該当する程度。（イ）精神障害（知的障害を除く。以下同じ。）精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級から3級までのいずれかに該当する程度。ウ、知的障害、（イ）に規定する精神障害の程度に相当する程度、ウ、戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第2条第1項に規定する戦傷病者で、その傷害の程度が恩給法（大正12年法

律第48号)別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで、または同法別表第1号の表ノ3の第1款症である者。エ、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号)第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受ける者、オ、生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第1項に規定する被保護者、または中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第1項に規定する支援給付(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成19年法律第127号)附則第4条第1項に規定する支援給付を含む。)を受けている者。カとして、海外からの引揚者で本邦に引き上げた日から起算して5年を経過していない者。キ、ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律(平成13年法律第63号)第2条に規定するハンセン病療養所入所者等。ク、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(平成13年法律第31号、以下この号において「配偶者暴力防止等法」という。)第1条第2項に規定する被害者で(ア)または(イ)のいずれかに該当する者。(ア)配偶者暴力防止法と第3条第3項第3号の規定による一時保護または配偶者暴力防止法第5条の規定による保護が終了した日から起算して5年を経過していない者。(イ)配偶者暴力防止法第10条第1項の規定より、裁判所がした命令の申し立てを行った者で、当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していない者。

溝口委員長 座って読んでくれるかね。

中 建設課長 すいません。以上に改正するものであります。

次に、第2号、アとしまして、入居者が身体障害者である場合、その他の令第6条第4項第各号に掲げる場合、同条第5項第1号に規定する金額をア、次の(ア)から(ウ)までのいずれかに該当する場合、21万4,000円。(ア)として、入居者または同居者にaまたはbに該当する者がある場合、a、障害者基本法第2条第1号に規定する障害者で、その障害の程度が次に定める程度である者、(a)身体障害、前号イ(ア)に規定する程度、(b)精神障害、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第6条第3項に規定する1級または2級に該当する程度、(c)知的障害(b)に規定する精神障害の程度に相当する程度。b、前号、ウ、エ、カ、またはキに該当する者、(イ)入居者が60歳以上の者であり、かつ同居者のいずれもが60歳以上、または18歳未満である者の場合、(ウ)同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合に改正するものであります。

次に、2号イの中の令第6条第5項第2号に規定する金額を21万4,000円(当該災害発生の日から3年を経過した後は15万8,000円)に改正するものです。

次に、2号ウ中、令第6条第5項第3号に規定する金額を15万8,000円に改正するものです。

以上申し上げました金額につきましては、現行の公営住宅法施行令の金額をもって定めさせていただきます。

次に、第6号中同居親族を現に同居し、もしくは同居しようとする親族に変えさせていただくものであります。1枚めくっていただきまして、第7条2項につきましては、(老人等にあつては、同条第2号及び第3号)を削除するものであります。

次に、8条の2項につきまして、2項として、市長は入居の申し込みをした者が第6条第1号に規定する身体上、もしくは精神上著しい障害があるために、常時の介護を必要とし、かつ居宅においてこれを受けることができず、または受けることが困難であると認められる者に該当するかどうかを判断しようとする場合において必要があると認めるときは、当該職員をして当該入居の申し込みをした者に面接し、及びその心身の状況、受けることができる介護の内容、その他必要な事項について調査させることができるものを加えたものであります。

次に、14条第1項中、省令第10条で定めるところによりを削除するもので、また、第2項中、暴力団である者を次の各号のいずれかに該当するに改正させていただくものであります。第1号として(1)当該承認による同居の後における当該入居者に係る収入が第6条第1項、1枚めくっていただきまして、申しわけないです。第2号に規定する金額を超える場合、(2)として、入居させようとする者が暴力団員である場合を加えるものです。また、第3項として、市長は入居者が病気にかかっていること、その他特別の事情により当該入居者が入居の際に同居をした同居親族以外の者を同居させることが必要であると認めるときは、前項第1号の規定にかかわらず、第1項の規定による承認をすることができるものを加えたものであります。

次に、17条第2項中のものとするを、ほか、市長は、第6条第2号アからウまでのいずれかに該当する場合は、その旨を証する書類の提出を求めると改正したものであります。第6条第2項の改正に伴うものであります。

次に、42条の上段、第4章を目次同様、社会福祉事業等への活用、第47条上段、第5章市営住宅の活用に改正するものであります。附則としまして、この条例は平成24年4月1日から施行するとさせていただきます。

以上で、改正内容につきまして説明を終わらせていただきます。ご審議の方をよろしくお願いたします。

溝口委員長 ただいま説明願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

質疑ありませんか。

下村副委員長。

下村副委員長 簡単なことなんですけれども、ちょっと確認のために質問をさせていただきたい。市営住宅で60歳以上の者ということで、高齢者は入居可能ということなんですけれども、例えばの話、70歳の老人といたしますか、70歳の方がおられて、軽い障害があって、その娘さんが例えば45歳であると。その場合は入居可能ということですね、まず。その70歳を超えた方が亡くなったとしますね。そうしたら、その娘さんだけが残るとということで、その場合は、45歳の娘さんはそのまま入居は続行できるのかどうか、ちょっと教えてほしいんですけれども。

溝口委員長 はい、課長。

中 建設課長 入居いただきましてということの中で、今の条件の中でいったら、お年の関係で1点言われたのと、あと、その中で収入等の基準等の関係も確認させていただくことが1点

あると思うんですね。それと、死亡された場合ということで、継続という形の中で、入居の承認という形の中で、15条の方におきまして、死亡した場合、または退去した場合において、その死亡時、または退去時に当該入居者と同居していた者が引き続き当該市営住宅に居住を希望をするときは、当該入居者と同居していた者は省令第11条で定めるところにより、市長の承認を得なければならない。承認をもって可能というか、その承認ですので、確認させていただいた上でということにはなってくると思うんですけども、はい。

溝口委員長 ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

溝口委員長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

溝口委員長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第12号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

溝口委員長 異議なしと認めます。よって、議第12号は、原案のとおり可決することに決し、決定いたしました。

次に、議第14号、平成23年度葛城市一般会計補正予算(第5号)の議決についてを議題といたします。なお、本案につきましては分割付託をされておりますので、本委員会の関係部分につき、提案者の内容説明を求めます。

はい、部長。

吉川産業観光部長 ご苦労さまでございます。産業観光部の吉川でございます。どうぞよろしく願いします。

ただいまご提案いただきました議第14号の一般会計補正予算について、ご説明を申し上げます。説明の方でございますが、農林商工費の方は私の方から、それと土木費につきましては、石田部長の方からご説明をさせていただきます。

まず、繰越明許費からご説明をさせていただきます。予算書の9ページをお開きください。5款の農林商工費の1項、農業費の水と農地活用促進事業でございます。344万4,000円の繰越しをお願いするものでございます。これにつきましては、當麻瓦堂池のゲート設置工事でございます。

次に、農業体質強化基盤整備促進事業でございます。1億7,756万9,000円の繰越しをお願いさせていただこうとするものでございます。これにつきましては、国の第4次補正予算において、持続可能な力強い農業の実現として農業体質強化基盤整備促進事業が実施されたことによりまして、中戸の水路整備工事ほか6カ所を予定をしております。

それでは、歳出の方から説明をさせていただきたいと思っております。予算書の22ページをお開きください。5款の農林商工費の1目農業委員会費の委託料でございます。158万6,000円の減額でございます。これにつきましては、農家台帳システム委託契約の入札差金による減額

でございます。

次に、団体営土地改良事業費でございます。1億7,925万7,000円の増額でございます。これにつきましては、先ほど繰越しをお願いさせていただこうとする農業体質強化基盤整備促進事業と土地改良施設維持管理適正化事業でございます。内訳といたしましては、農業体質強化基盤整備促進事業として、中戸の水路改修工事が7,980万円、寺口の水路改修工事が1,600万円、中戸の岡田池改修工事が600万円、南藤井の内池の改修工事が1,450万円、兵家の頭首工整備工事が670万円、南今市のイセ池の改修工事2,620万円、山田の北浦池改修工事が2,788万7,000円でございます。また、土地改良施設維持管理適正化事業として、新町の水路改修工事が150万円、それぞれ予算計上をさせていただいております。その横の節ごとには旅費8,000円、需用費111万1,000円、役務費35万円、委託料2,460万円、工事請負1億4,870万円、公有財産購入費400万円、備品購入費30万円、負担金補助及び交付金18万8,000円でございます。

次に、林業振興費でございます。負担金補助及び交付金93万2,000円の減額でございます。この内訳といたしましては、鳥獣被害防除事業防護柵設置補助金が36万円、狩猟免許取得支援事業補助金が57万2,000円でございます。これにつきましては県費の事業でございます。鳥獣被害防除事業防護柵設置事業が国の交付金事業でありますので、鳥獣害総合対策事業交付金に含まれましたので、これを減額するものでございます。

次のページに移らせていただきます。商工振興費の負担金補助及び交付金でございます。215万円の減額でございます。内訳といたしまして、中小企業資金融資保証料補給金100万円、中小企業資金融資利子補給金115万円でございます。これにつきましては、中小企業資金融資におきます融資額の減少と保証料と利子の補給金の減額によるものでございます。

次に、観光費でございます。観光振興補助金400万円の増額でございます。これにつきましては、観光協会への事業補助金でございます。東京日本橋に奈良県の施設がございます。奈良まほろば館におきまして、「葛城 當麻寺中将姫伝承と蹴速伝説」ということで、こういった観光PRのイベントの開催を行うための費用でございます。

次に、緊急雇用創出事業でございます。委託料1,033万5,000円の減額でございます。内訳といたしまして、5カ国語によるホームページの制作委託料が171万2,000円、公有財産管理台帳デジタル化業務委託料376万8,000円、境界確定書電子化業務委託料485万5,000円でございます。これらにつきましては、入札による委託契約の入札差金の減額でございます。

戻っていただきまして、歳入でございます。12ページをお開きください。11款の分担金及び負担金でございます。農林商工費の分担金1,487万円の増額でございます。これにつきましては、先ほど歳出の方で説明させていただきました農業体質強化基盤整備促進事業に係る地元分担金の10%の分でございます。

次のページに移らせていただきたいと思っております。13款の国庫支出金でございます。農林商工費国庫補助金7,985万円の増額でございます。これにつきましても、先ほど歳出の方で説明させていただきました農業体質強化基盤整備促進事業でございます。事業費の50%の補助でございます。

めくっていただきまして、14款の県支出金でございます。農林商工費県補助金の農業費の補助金240万円の増額でございます。これにつきましても、先ほど歳出の方で説明させていただきました農業体質強化基盤整備促進事業の中での南今市のイセ池の改修工事でございます。事業費の10%の補助でございます。

続きまして、鳥獣被害防除事業補助金30万円の減額でございます。これにつきましても先ほど歳出の方で説明させていただきました。この事業が国の交付金事業であり、鳥獣害総合対策事業交付金に含まれましたので減額するものでございます。

続きまして、商工費補助金833万5,000円の減額でございます。内訳といたしまして、緊急雇用創出事業費1,033万5,000円の減額でございます。これにつきましても、先ほど歳出の方で説明させていただきました入札差金の減額する分、その分の補助金を減額するものでございます。その下の持続的観光力パワーアップ補助金200万円の増額でございます。これにつきましては、先ほどの歳出の方で説明させていただきました観光のPR、またイベント等の観光振興を目的とした事業補助でございます。事業につきましては、50%の県の補助金でございます。

めくっていただきまして、16ページをお開きください。19款の諸収入の雑入でございます。土地改良施設維持管理適正化事業交付金90万円の増額でございます。これにつきましては、新町水路改修工事に伴います交付金として90%でございます。同じく雑入で、奈良まほろば館イベント負担金100万円の増額でございます。これにつきましては、當麻寺等の実行委員会より負担金でございます。

以上、私の方は以上でございます。

次に、石田部長の方から説明をさせていただきます。

溝口委員長 はい、部長。

石田都市整備部長 それでは、土木費関係の補正予算につきまして、ご説明を申し上げます。

恐れ入りますが、23ページの方、再度お戻りいただきたいと思えます。23ページの6款土木費でございます。土木総務費委託料140万1,000円の減額でございます。この140万1,000円の減額につきましては、道路台帳の作成委託業務ですけれども、これが入札によります請負差金によりましての減額でございます。

次に、同じく6款土木費の5目国鉄坊城線でございますけれども、使用料及び賃借料といたしまして460万2,000円の追加でございます。これにつきましては、JR架道橋工事に伴います工事用進入路の用地借上料ということで今回、追加をお願いするものでございます。

めくっていただきまして24ページ、4項の都市計画費でございますけれども、5目地方特定道路整備事業費といたしまして、公有財産購入費188万1,000円の追加でございます。道路用地の購入費として今回、188万1,000円を新たに追加するものでございます。

続いて、歳入に移らせていただきますので、16ページをお開き願います。16ページの19款諸収入でございますけれども、4目雑入の欄で説明欄の下から2行目でございますけれども、土地改良区土地区画整理組合補助金返還金782万円の返還でございます。これにつきましては、土地区画整理事業に対しまして市からの助成金を支出しておりましたが、これの未執行分と

いたしまして、782万円を事業の竣工によりまして返還をいただくものでございます。

歳入につきましては以上でございます。

次に、繰越明許費につきましてご説明を申し上げますので、9ページをお開き願います。第3表繰越明許費、6款土木費2項道路橋りょう費でございますが、まず、新設改良費3,700万円を繰越しさせていただこうとするものでございます。これにつきましては、尺土、足田、脇田の3件の工事をお願いするものですが、設計段階におきまして、国調修正が発生、また現場立会に時間を要した関係がございまして、3月末の竣工が少し難しいということで、3件の工事の繰越しをお願いするものでございます。

次に、国鉄・坊城線整備事業1億2,390万円の繰越しをお願いするものでございます。これにつきましては、道路用地並びに補償費の繰越しということでございます。現在、この事業につきましては、笛堂並びに柿本の境界立会、またお願いしなければならない道路用地分の立会が現在終わった状況となっております。

次に、4項の都市計画費、街路事業でございますけれども、878万円の繰越しをお願いするものでございます。これにつきましては、電柱移設、また水路のポンプアップを必要とする箇所がございますので、2件の工事を繰越して施工しようとするものでございます。

続いて、継続費補正につきましてご説明を申し上げますので、8ページにお戻りを願います。第2表継続費補正、国鉄・坊城線事業に係ります継続費といたしまして、12月議会におきましてご承認をいただきました当初設定につきましては、JR西日本との年度割協定額に基づき設定させていただきましたもので、年度割額といたしまして、平成23年度229万3,000円、平成24年度2億8,280万8,000円、平成25年度4億6,858万3,000円、平成26年度1億8,251万円の総額9億3,619万4,000円と設定させていただいたものであります。

今回の継続費の補正をお願い申し上げますのは、平成23年度における国鉄・坊城線に係ります補助金の確定事業費といたしまして4億200万円となっております。そのうちJR架道橋工事に係る事業費といたしましては、平成23年度、平成24年度の協定年割額の合計2億8,510万1,000円とさせていただいております。この金額に、今回、先ほど補正をお願い申し上げました土地借上料460万2,000円を追加させていただき、平成23年度補正後の年割額は2億8,970万3,000円とし、平成23年度JRへの支払額229万3,000円を差し引きいたしました残り、2億8,741万円を平成24年度に定時繰越しをお願いし、執行させていただこうとするものでございます。

なお、平成25年度、平成26年度につきましても、それぞれ土地借上料460万2,000円を追加させていただき、平成25年度補正後の金額は4億7,318万5,000円、平成26年度補正後の金額は1億8,711万2,000円とし、補正後の総額につきましては9億5,000万円とさせていただこうとするものでございます。

土地借上料に係るJR架道橋工事に係る進入路につきましては、現状では架道橋へ通じる市道しかなく、生活道路として利用されておりますので、JR架道橋工事においては、工事期間が3年間の長期にわたります。また、大型の工事用重機や大量の工事用資材搬入など大量の輸送等が発生してまいります。また、この工事期間中における市の市道改良工事を実施する

こととなっておりますことから、生活道路としての機能を有する必要性と工事の安全性を期すために本市道の北側の耕作地を借り上げ仮設道路を築造し、対応するため、その土地を継続費に、並びにまた今回の一般会計予算におきまして補正をお願いするものでございます。

以上でございます。ご審議賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

溝口委員長 今、農林商工の方で説明をいただきました23ページの緊急雇用創出事業費の5カ国語によるホームページ作成委託料及び公有財産管理台帳デジタル化業務委託料、この2件、説明はいただいたけど、これは総務文教にかかわるものですので、当委員会では付託されていない部分ですので、その点、ご了承をお願いします。

ただいま説明願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

質疑ありませんか。ちょっと考える時間を。

はい、どうぞ。はい、岡本委員。

岡本委員 今、各部長から説明されたわけでございます。まず農林の団体土地改良事業。

溝口委員長 できたらページ数を言うていただいた方が。

岡本委員 すいません。22ページ。これが第4次補正ということで、かなりの大きな金額、工事で1億8,070万円、あるいはまた委託料2,460万円ということで、増して、かなりの大きな金額がされておると思います。今、部長の方から話ありました、例えば中戸7,980万円、寺口が1,600万円か、これは委託料も含んでの金額を言うてるわけやな。これトータルしていったら工事はるかにオーバーしてしまうのよ。委託料も含んであるということ。

溝口委員長 答弁をお願いします。

はい、課長補佐。

池原農林課長補佐 農林課の池原です。よろしく申し上げます。今のご質問ですねんけども、委託料の方、含ませさせていただいております。

溝口委員長 岡本委員。

岡本委員 委託料含んであるということになりますと、歳入12ページの11款農林商工費分担金1,487万円をまた増額補正になった。この金額見ると条例10パーセントになっておると思うわけやけども、工事費に対する10パーセントという解釈でいくのか、委託料も含めた事業費ということていくのかということになってくると思うんやね。そりゃ、まあ、わし、根性悪い言うてんのと違って、それはようわからんことないわけやけど、ここで1つ、疑問に思うのは、いわゆる工事をするんやから負担金もらうのは当然やということやと思うわけやけども、例えばもとの、旧の新庄地区で小さな大字があるわけですね。場所はどこと言いませんけど、先ほど聞いた、この池の中で2,620万円という事業費がある。その10パーセント言うたら260万円、この金が既にこの予算書の中に入っておって、もちろん条例どおりやと言われるけども、果たして単年度で260万円の金が入ってくると約束があるんかどうか。その辺をちょっと聞きしたい。

溝口委員長 はい、課長補佐。

池原農林課長補佐 今のご指摘の分につきましては、10%は本工事費の10%でございます。委託費は

含んでおりません。山麓、山手の大字のところに対して先ほどの工事費等がありますけれども、これにつきましては土地改良の中の分担金という中で一応10%ということで、集落の方とは詳細的な詰めはできておりませんが、要望が上がった時点で10%がかかるという形は、そういうご説明はさせていただいております。

以上でございます。

溝口委員長 岡本委員。

岡本委員 当然のことやと思いますけども、ここに市長もおられるわけで、条例を変えよと、そんな大層なことは言わんわけやけども、市長、その点、いわゆる何%にしたらええねんと言われたら、これも、それは市長も困るやろうと思うけれども、ひとつ、もちろんそういうことはわかりますけれども、大字の方で相談あったとしたら、その辺はひとつ乗っていただいて、その辺の解釈をお願いを。今答えもらわんで結構ですけども、本当に小さい大字で200万円からの金を一遍に負担せよということになってきたら、かなりしんどいと思います。担当の方は当然地元でその話はしてますよということで、それはおっしゃるわけやけども、なかなかしんどいと思いますんで、ひとつ、そういうことで区長の方からもしましたら寛大な解釈というんか、ひとつよろしく願いしたい。答えは結構ですので、要望だけしておきます。

それと同じく農林ですけども、いわゆる23ページ、商工振興。中小企業の資金の融資保証料100万円の減額ということになっておるわけやけども、この分については当初、運転資金18件の1,800万円、設備2件の1,000万円というような形で要望された。それは借り手が少なかった。余った等やけども、この件については、大体市内でほぼ事業者に行き渡っているというんか、大体ほぼ行き渡っているという解釈の中で100万円の減額というふうになっておるんか。そういう解釈でええのか、あるいはたまたま今年が借り手が少なかった。まだまだ、いわゆる資金の要望があるんだというふうに解釈したらええのか。その点をお伺いしていきたいというふうに思います。中小企業の資金の利子補給制度も同じことだと思いますけども、その点だけお聞かせいただきたいと思います。

溝口委員長 はい、課長。

下村商工観光課長 商工観光課の下村でございます。どうぞよろしくお願いいたします。中小企業の融資といたしましては、融資額を3億円と設定いたしまして、融資の申し込みを受けている現状でございます。平成23年度の状況におきましては、現在46件の申し込みがございまして、確定しておるのは35件となっております。平成22年度におきまして、33件の申し込みがございました。前年よりふえている現状ではございますが、まだまだ3億円の枠には行っていない状況でございまして、景気の低迷とか、そういう面で融資の申し込みが少なくなっているのではないかと考えております。

以上でございます。

溝口委員長 岡本委員。

岡本委員 融資は少なくなってるけども、まあまあ、希望する人がまだまだあると。当分これは続けないかという解釈でええわけですね。

溝口委員長 ほかにありませんか、質疑。ほかにありませんか。

岡本委員。

岡本委員 次に、23ページ、観光費400万円増額になっているわけやけども、奈良まほろば館の開催の費用やというようにお聞きしたわけやけど、この分については、これから事業を開催するんか、あるいは新聞に載ったように終わっておるんか。その辺はどういうふうになっておるんですか。

溝口委員長 はい、課長。

下村商工観光課長 商工観光課の下村であります。このイベントにつきましては、前回の委員会の中でも説明させていただいたわけなんですけれども、3月8日から20日までの間、奈良まほろば館におきまして、當麻寺、「葛城 當麻寺中将姫伝承と蹴速伝説」ということでイベントを開催することでありまして、その分の事業のための観光協会の助成金ということで計上させていただいたわけなんですけれども、前回のときも説明させていただいたんですけれども、この事業につきましては、3月8日から20日にあるということで、本来専決なり、そういうこともさせていただくべきことなんですけれども、3月議会も近いということで、この3月議会の今回に補正予算として計上させていただいた状況でございます。

以上でございます。

溝口委員長 岡本委員。

岡本委員 話は、それはようわかりまして、これについてどうこう言うのはあるわけやけども、私、冊子もらってずっと見てる中で、やはり予算があつての事業の執行やということは、それは基本やと思いますし、説明させてあるのわかりますけども、その辺は今後、気をつけて予算と執行だけしてもらわないと。金もないのに執行するという事だけは、これはもうしないようにせんと具合悪いと思うんで、ちょっとその点だけはお願いをしたいというふうに思っております。

溝口委員長 ほかにありませんか。先ほど岡本委員の例の大字に対する負担金について、市長の方から何か、別にありませんか。今の気持ちというか、今のありませんか。

溝口委員長 はい、市長。

山下市長 課題、いろいろと大字の事情等もあるんだなというふうにお聞かせいただきましたので、今後の参考とさせていただきながら、また、これから大字といろいろとお話をさせていただく中で検討の材料の1つとさせていただきたいと思っております。

溝口委員長 ほかにありませんか。

よろしいですか。

岡本委員。

岡本委員 繰越しの関係ですけれども、平成22年度、繰越しがかなりされておると思うんですが、この分についてはもちろん既に終わっておるやろうと思うけども、土木管理費、あるいはまた道路橋りょう、都市計画となっておるわけで、この辺については今現在のところ、全部、全て完了しておるという解釈でええわけですか。それとも、事故繰とは言わらんけども、そういうふうな懸念があるのかないのか、その辺だけをお聞かせいただきたい。

溝口委員長 はい、部長。

石田都市整備部長 平成22年度から平成23年度の繰越しの中で一部執行ができない交付金がございますして、国の方へ返還をお願いした状況のものも一部ございます。

溝口委員長 岡本委員。

岡本委員 一部未執行の分があると、こういうことやんな。私は偉そうに言うつもりはないですけども、やはり繰越しというのは必要があるから繰越し。基本的には、いわゆる契約繰越し、これがされてるねんと思うわけやけども、まあまあ、これは毎年、平成21年からですか、繰越しが多くされておるわけですけれども、こうして繰越しされるのであれば、今の国鉄坊城線じゃないですけども、たまたまやけども、平成24年度空白というんか、休憩はしてないですけどもね。そういうような手だてもできるということですので、特に尺土駅前、早く進めないかんということもわかりますけども、こう繰越しするということになれば、2カ年分の仕事を1年間でやっていかないかんということで、職員さんにもかなりの重圧がかかるというんか、そのようなこともありますんで、ひとつ、事業をやめよということじゃなしに、1年でも休憩をして前年度の分を消化をして、新たにまた事業費いただいてやっていくということの考え方は、市長、ないんですか。ちょっとお尋ねしておきたいと思います。

溝口委員長 はい、市長。

山下市長 今いろいろと行政に精通しておられる先輩からのご提言、ご提案やというふうに思います。しかし、我々としては新市建設計画、また合併特例債の期限というものを抱えながら事業進捗を図っていかなければならないということがございますんで、ご心配をいただいているところに関しましても、できるだけ我々理事者も入って用地買収等、工事の進捗が図れるように努力をしてまいりたいというふうに思っております。

溝口委員長 岡本委員。

岡本委員 わし根性悪、言うとりんと違うけども、本当に職員の立場になったら、市長、おっしゃるのはようわかりますよ。そやけど、職員の立場になったら、とてもやないけど、2年分を1年でせいというのは非常に私は職員に対して酷やと言うたら失礼かわからんけども、そういうようなこともありますんで、部長の方、正直に未執行分あるということをおっしゃって、それを私はどうこう言うのはないわけやけども、やはり補助事業というのは、葛城市に与えられた、土木だけやなしに、農林も含めて補助事業というのは全体見ていかないかん。その中で1つの事業だけを、余ったら返しまんねんということになれば、ほかの補助事業にも影響与えてくるというようなことで、余り生意気なことを言うたらいけませんけども、悪いとか、ええとか、それは別として、そういうになってみかんので、私はできたら、やめとけということじゃなしに、職員の立場から考えたら、1年でも休憩をして、もちろん事業はやっていきますよ。そのような形でもしてあげたら、何とか職員の苦労も報われるかなというのも言うてますんで、ひとつ、ええ方の理解をお願いしたいと思います。

溝口委員長 はい、市長。

山下市長 私も特段その話を、いや、こうだという話ではなく、やはり今現在、5年間の延長の議論がこれから国でなされるであろうというふうに思っております。5年間の延伸ということが

決まれば、また議会の皆さんとご相談、お諮りをさせていただきながら事業の進捗というものを慎重に見ていけるように努力をしていきたいというふうに思っております。

溝口委員長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

溝口委員長 ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

溝口委員長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第14号議案の関係部分を採決いたします。

本案の関係部分を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

溝口委員長 ご異議なしと認めます。よって、議第14号議案の関係部分については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上で本委員会に付託されました議案の審査が全て終了いたしました。

続きまして、都市産業常任委員会の所管の事項についての調査案件について、審議に入りたいと思います。

地域活性化事業「新 道の駅建設事業」については、前回、2月23日の開催後、これまで、きょうまでの進捗状況について報告いただきたいと思います。

溝口委員長 はい、部長。

吉川産業観光部長 それでは、設立委員会に伴います現在の執行状況についてでございます。平成27年の4月の「新 道の駅」のオープンに向けまして、設立委員会の方々によって運営に関する実施の計画、また運営の実施等の道の駅の全体にかかわっての部分について協議を今現在いただいております。また、昨年11月28日に第1回の設立委員会が開催され、規約等が制定されました。2回目の設立委員会につきましては、今年の1月13日に開催をされ、同じく施設に関する機構等についての協議もいただいております。2月21日におきまして、設立委員会の役員会が開催をされまして、運営面に当たっての施設の配置、また施設の規模、内容等協議をいただいております。また、運営に携わっての株式会社の法人組織で行うための事前の準備も協議を行っております。できるだけ早く株式会社等の法人組織の設立を考えていきたいと思っております。

そして、詳細的には、商工業部会、また農業部会に分かれまして、各部会も2月10日に農業部会、また、2月の同じく17日には商業部会が開催をされて農産物の直売所、また加工所とか、物産販売所等の各施設の運営に関する詳細の内容として、機構に関する部分を協議を現在していただいております。

そして、3月のこの前でございます。設立委員会の役員会が開催をされまして、今後はこの委員会としてできるだけ早く株式会社の法人組織に移行する。また、市民全体に出資の募集をできるだけ早く行えるよう募集の要綱と規約を決めていき、道の駅の経営に参加する市

民を決定するという事を最優先に進めさせていただきまして、また同じく募集できる、そういった構想図といいますか、そういった策定を進めていき、今後もこういった形の事を最優先に行っていくと、こういうようなことでございます。

以上でございます。

溝口委員長 今、報告いただきましたが、この件について何かご質問ありませんか。2月23日の当委員会後、ほとんど進捗はありませんという報告ですので、私からも再度お願いしておきますが、少なくとも、平成24年度予算執行に当たってある程度のやはり見通しといいますか、この経営母体の形を議会に示すべきだと思いますので、行政の推進窓口の担当者については大変ご苦勞をかけますが、その点、よろしくお願ひしたい。

ありませんか。

岡本委員。

岡本委員 今も説明受けましたし、私一人が反対でも何でもないわけやけども、平成24年度予算もされてるわけだね。いろんな手続もあると思いますけども、その手続を踏む必要があると思うわけやけども、それをこの委員会として、もう決まってるやないかと、こうなるわけですか。それとも、いわゆるきちっと、再度と言うとまた怒られるかわからへんけども、本当に道の駅をしていく中で、この場所が適当かということの議論はもうできないということですか。というのは、ちょっと私、この委員会、関係あるのかわからないけど、城の周辺を、こぼって給食センターを建てるとかという話も聞くわけやけども、そんな話になってきたら、いわゆるこの所管の委員会として、都市再生の問題はこの前、聞きました。あるいはまた山麓地域の計画もある。そのようなことも一応審議をした中で、いろんなことを含めた中で、例えばここが正しいんやとか、あるいはこういう手続を踏まないかんやろとか、そのようなことはせんでもええんかな。今までは、ただ場所的に、私はあの場所は好ましくない。事業についてはあかんとか言うてるわけでも何でもないわけやから、その辺がちょっと私も理解でけへんのでね。ちょっとピント外れた質問して悪いかわからねんけども、その点はどういうふうに理解していったらいいんか、ちょっと教えていただきたいと思う。

溝口委員長 まず、この「新道の駅建設事業」については、当委員会では調査案件としての付託を受けてるわけでした、この中身については審議を重ね、場所的な問題とか、少なくとも何度か審議を重ねておりますし、当委員会の主催で現地視察も行った。そういったことを重ねながら、ここがいいという結論を採決する案件ではないと私は思う。ただ、調査案件ですので、その間、個々の委員がそれに対する意見を申し述べていただいて、理事者側の検討を聞くと、検討結果を聞くということの繰り返しで委員会は進められるものだと思う。要するに調査案件であるということをもまず念頭に置いていただき、私が先ほども言いましたように、少なくとも、懸念されるのは運営母体の形態のあり方、形づけがまだ見えておりませんので、平成24年度の予算には少なくとも造成関係の予算が計上されるという形になりますので、当然ながら、その予算委員会等においても、その場所的な問題についての質疑、討論あってもいいと思いますし、当委員会がこの場所が適当かどうかという採決をする案件ではないということも認識いただきたいと思います。

ほかにないですか。

理事者側、何かありませんか。

はい、市長。

山下市長 当方としては、予算でも出しておりますけれども、この位置で決定ということで出しておりますので、それは懸念の材料であります、その当該地区の西側にあります山ですね。造成された山のことにつきましては、これは一般質問のところでもお答えをしたとおり、県としっかりと協議をしながら、4月の早々にでも協議会の設置をするということで奈良県知事との合意もいただいております。その問題の解決に向けて協議会を設置をし、その中で解決方法について話し合うということが決まっておりますので、その問題については、その事業をやって、協議会をやっていきながら進めていくと。場所につきましてはここで決定という形で、我々としては提出をさせていただいております。

溝口委員長 よろしいですか。

岡本委員。

岡本委員 市長の方は、場所は決定やということで今お話があったと思いますけども、給食センターまで及んでいくということになれば、やはりそこが今の場所の問題とか、当初の都市の再生の計画とかの問題についても、私は議論すべきではないかなというふうに思うさかいに、ちょっとそんな発言しとるわけやけども。

溝口委員長 岡本委員、給食センターにかかわる案件については当委員会の所轄外ですので、今審議しているのは地域活性化事業の「新道の駅建設事業」の中身ですので、絡むという話ではわかりませんが、できれば「新道の駅建設事業」に関してご意見なり、質問をしていただく方へ。

その件について。

はい、西井委員。

西井委員 場所については何遍か説明してもらってるように、現実指摘されている場所ということで私は認識すると。その場所について問題があるか、何かがあるとかいうことになってきたら、それに対する論議はした方がええんじゃないかなと。ただ、問題についても、私自身も議長と一緒に今、県の方に何回かあいさつ兼ねて陳情に行った中で、その解決を徐々に進めてもらうということで、また、市長、先ほど答弁あったように、その解決方法は協議会という形で進めてもらって、安全な形になれば問題はないんじゃないかなと私は思います。

溝口委員長 今、懸念されています、この道の駅建設用地に関する不安材料として、西側の例の土砂災害をどのように食いとめるかという案件については、今、市長からもご説明がありましたし、2月23日の当委員会でも、議長からもその経過の報告等をご意見いただき、そういった中で、当委員会として、これはその不安材料の要するに払拭する条件として認めていくかどうかという話ですので、その点、もしご意見があれば、この委員会で述べていただきたいと思えます。

今、西井委員は当然ながら、不安材料に関しては、努力の結果として県との協議会の設立を見ることになったということで、何らかの方策がされるだろうという期待を私も持ってお

りますので、その点は理事者側、よろしくご努力をお願いしたいと思います。

ほかにありませんか。何度も言いますように、この「新 道の駅」につきましては、希望は特例債の5年延長という部分がありますが、少なくとも、これはまだ決まってない話ですので、やはり担当部署及び理事者側は、この合併特例債の執行期間である平成27年度3月末を期に完遂する努力を更に続けていただきたいと思います。

ほかにご意見ありませんか。

ご意見、質問ありませんか。

(「なし」の声あり)

溝口委員長 ないようであれば、本案件につきましては、本日はこの程度にとどめたいと思います。

お諮りいたします。地域活性化事業「新 道の駅建設事業」については、今後も事業の進捗に伴い、随時委員会を開催し、審査を必要とするということから、議長に対し閉会中の継続審査の申し出をしたいと思いますと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

溝口委員長 ご異議ないようですので、よって、地域活性化事業「新 道の駅建設事業」については、議長に対し閉会中の継続審査の申し出をいたしたいと思います。

以上、本日の審議事項は全て終了いたしました。

委員外議員の方、たくさんおられますが、発言の申し出があれば許可したいと思います。ありませんか。

はい、白石議員。

(白石委員外議員の発言あり)

溝口委員長 委員外議員の方でご意見等、発言はありませんか。

春木議員。

(春木委員外議員の発言あり)

溝口委員長 ほかに委員外議員の方、ご意見等ありませんか。

(「なし」の声あり)

溝口委員長 ないようですので、委員外議員の発言を終結いたします。

先ほどから、委員外議員の方からのご意見もありますように、当委員会としても、委員外議員の言われている内容については危惧いたしております。2月23日の当委員会の前日に、私と、委員外議員の方、当日、23日の委員会に出席されてなかった方もおられますので、ちょっとご紹介しますが、22日の日に、副委員長と私と相談して、運営母体になり得るであろう推進委員会の三役の方と事務局の方に面談をいたしまして、いろいろ現在までの経過及び今後の運営、今後の計画について意見交換をさせていただきました。その点も、そのとき、白石議員及び春木議員の言われた内容についても、私なり副委員長から三役の方に申し述べました。平成24年度にこの事業にかかわる予算が計上されますので、運営の形態について、運営のあり方について、やはり議会としては非常に心配していると。早急にご説明もしていただき、検討をしていただいて、理事者側の窓口、担当部署から当委員会に報告をいただきたいということを強く要望しまして、当初、そのときの三役の方のご意見では、努力し

ておりますが、4月中ぐらいに法人化に向けての形を整えたいということでした。ただ、やはり私も同じ考えで、予算計上されている事業の中身について、きちとした、当委員会で付託を受けているというのは、これは調査案件として受けてる内容ですが、きちとしたものがまだ提示されていないという点、非常に今、委員長としても責任を感じております。その点、了解していただき、予算委員会等々で議会としてご意見なり、また、要望なりを述べられて進めていただきたいと思います。

これをもって、都市産業常任委員会を閉会いたします。

閉 会 午後3時21分

委員会条例第27条の規定によりここに署名する。

都市産業常任委員会委員長

溝 口 幸 夫